

# 平成28年度 阿里ゆんたく館の指定管理者公募要領

## I 目的

阿里ゆんたく館（以下「本施設」という）は、各種行事開催、特産品の開発、情報収集・発信を行うことで女性や若者等が能力を発揮する場を提供し、地域振興の活性化を図ることを目的として、設置された公の施設です。本施設を「久米島町女性・若者等活動促進施設条例（平成19年6月21日久米島町条例第22号）に基づく適正かつ円滑な運営管理を行うため指定管理者の公募を行います。

## II 施設及び位置

- (1) 名称：阿里ゆんたく館
- (2) 設置場所：久米島町字仲泊 841 番地の 1

## III 指定管理期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日

## IV 指定管理者による業務の範囲

久米島町女性・若者等活動促進施設条例に定める業務とする。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 施設の運営企画に関する業務
- (4) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

## V 応募資格

次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (6) 国税及び地方税を滞納している者

## VI 応募申請書の受付期間

- (1) 受付期間：平成29年2月14日（火）から平成29年2月28日（火） 必着
- (2) 提出先：久米島町役場 産業振興課
- (3) 提出書類：

- ① 公の施設に係る指定管理者申込書（様式第1号）
- ② 申込資格を有していることを証する書類
  - ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
  - イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
  - ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類
  - エ 指定管理者の募集に係る申込みに関する申立書（様式第2号）
  - オ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第2号）
- ③ 管理を行う公の施設の事業計画書
- ④ 管理にかかる収支計画書
- ⑤ 当該団体の経営状況を証明する書類
  - ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。）
  - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ。）
  - ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする公の施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。）
  - エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
  - オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- ⑥ その他町長等が必要と認める書類

## VIII 選定方法

提出書類を基に、久米島町公の施設に係る指定管理者選定委員会の選考により候補者を選定します。

<お問い合わせ>

久米島町役場 産業振興課

901-3193 久米島町字比嘉 2870

TEL：098-985-7134 FAX：098-985-7120

担当：山里

様式第1号(第4条関係)

平成29年 月 日

久米島町長 大田 治雄 様

法人・団体名

法人・団体住所

代表者名

印

公の施設に係る指定管理者申請書

指定管理者の指定を受けたいので、久米島町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 指定管理者として管理することを希望する公の施設

施設の名称 : 阿里ゆんたく館

施設の所在地 : 久米島町字仲泊841-1

2 添付書類

① 法人登記簿謄本

② 定款、規約

③ 指定管理者の募集に係る申込に関する申立書

④ 管理を行う公の施設の事業計画書

⑤ 管理に係る収支計画書

3 担当者連絡先

様式第2号(第4条関係)

平成29年 月 日

久米島町長 大田 治雄 様

法人・団体名

法人・団体住所

代表者名

印

申 立 書

(阿里ゆんたく館)の指定管理者の募集に係る申込書類について、下記のとおり申し立てます。

記

以下の事項のいずれにも該当しない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (2) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

国税及び地方税の納税義務が無い

(理由)